

〔江家次第九月〕同○十日小安殿行幸次第

其東第一門西邊立太宋御屏風三帖並南北妻稱之立切屏風

〔江家次第九月〕射場始

御後立太宋御屏風二帖廂柱內東向立以二帖中央當御後依有便奏書也南北行以緋綱并鐵鎮子固也

〔江家次第十七〕東宮御元服

御帳東北去五許尺屬北障子立大宋御屏風一帖西向以網鎮子等固之他屏風准之

〔後二條關白記〕寛治五年正月一日辛酉南殿御裝束次第□□西中門內地邊立幄云々壁代懸之

云々御幄東北邊太宗御屏風一帖立之件御屏風者内辨進奏之處也

〔辨内侍日記〕廿二日寛元四年十一月今宵は帳臺の心みなり中常の御所の御障子の方は臺盤所なり女房だち袖をつらねていなみたりなかに大宋の御屏風をたてたれどもひきくて御所へ参る人々もあなたの公卿どもにめを見合はすもまばゆくてむかし女房のやうにゐざりありき

しもおかし

〔辨内侍日記〕下十二月建長二年十六日野前の使の立つ日也南殿の庭に幔引まはして大宋の御屏

風などたて、みくらやづかひなどが雪はかきたれふるに、あらしを玄のぎて使々いそがしも

よほすけしきいと寒げなり

〔大内裏圖考證別録〕上馬形屏風按即大宋屏風

〔西宮記〕四月警固

天皇御南殿御座在兩庇中間立馬形御屏風二帖廣縫二枚毯代上立大床子

〔西宮記〕八月駒牽事 上野御馬

日元長牽信濃御馬略 御座後立馬形五尺御屏風二帖

略